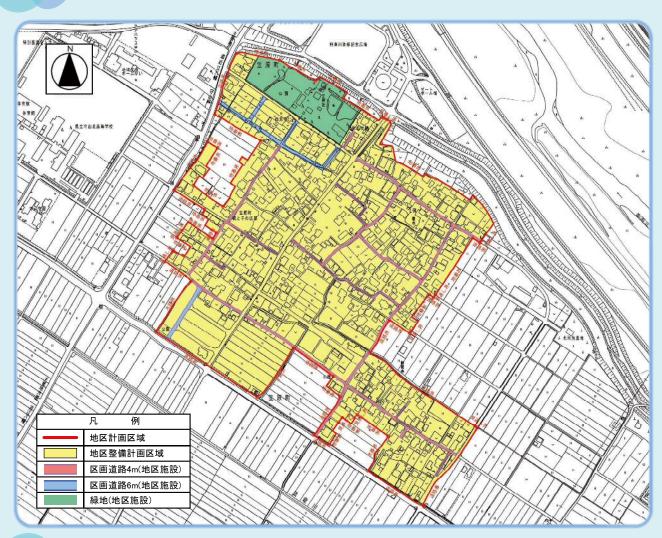
## 計画図



### 建築条例について

地区計画区域内における良好な居住環境の保持等を図るため、建築物の用途、建ペい率、容積率、建物高さ(最高高さ、北側斜線制限)、敷地面積、壁面後退等について、守山市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例を定め制限しています。 (平成29年1月15日施行)

#### 届出について

#### 届出が必要な行為

- 土地の区画形質の変更
- 建築物の新築、増改築、移転
- 工作物の建設
- 建築物の用途の変更
- 建築物の形態・色彩・意匠の変更

#### 届出の方法

工事着手の30日前までに、守山市役所都 市計画課に届出書(所定様式)を提出してく ださい。

門・へい・車庫・物置等の 設置も含まれます。

# 守山市役所

都市経済部都市活性化局都市計画課

〒524-8585 守山市吉身二丁目5番22号 TEL 077-582-1132 FAX 077-582-6947

# 笠原地区地区計画

水と緑のあふれる風景と歴史を守り育てるまち







保存版

平成29年3月作成

#### 地区計画とは?

特定の区域内における「まちづくりのルール」のことで、住民の意向を反映しながら、地区ごと の特性に応じたきめ細かい計画を定め、住みよい特色あるまちづくりを進める制度です。

### まちづくりの経過

笠原自治会では、「水と緑のあふれる風景と歴史を守り育てるまちづくり協定」を尊重した 'まち づくり'を進める中、「水と緑あふれる自然環境と調和した居住環境」のもと、良好な居住環境を実 現させるため、平成22年11月29日に地区計画を決定し、まちづくりを進めてまいりました。

この地区計画は、さらなる地域の発展と良好な住環境の維持・形成を図るため、平成28年7月25 日に変更案を市長に提案されたものを、平成28年11月の守山市都市計画審議会の審議を経て、平 成28年12月28日付で計画変更を決定したものです。

## 地区計画の目標

当地区は、守山市東部の市街化調整区域に属する既存集落であり、古い歴史を持つ蜊江神社 を有するとともに、水と緑あふれる自然環境に恵まれた地域であり、まとまった規模の工場や農 地が存在しています。

しかしながら、少子高齢化の進行により、歴史ある集落行事の実施が困難になるなど、地域コミ ュニティの維持や良好な住環境を維持することが困難な状況にあります。

そこで、「水と緑あふれる風景と歴史を守り育てるまちづくり協定」のもと、良好な居住環境を形 成することで、集落の抱える課題の解消をめざします。自然環境と調和した居住環境を創出する ことによって、集落とコミュニティ及び、自治活動や伝統行事の維持を図り、地域の活性化を実現 させることを目標とし地区計画を策定しました。

## 地区計画の内容

公園・緑地

蜊江神社周辺の樹林地については、防災上の安全性及び良好な居住環境を 確保するため、神社敷地全体を緑地として保全します。 緑地(面積約14,000㎡)

路

緊急車両の通行が円滑におこなえるよう、地区内の狭あいな道路で地区施 設の道路として位置づけたもの(幅員4m、延長約2,600m)については、 原則として、狭あい道路整備を行います。



地区施設内に建築物を建てたり、垣根やフェ ンス等を設置したりすることはできません。

地区道路として位置づけた狭あいな道路は 建替え等の後に狭あい道路整備事業で整備 することができます。

事業内容については

守山市役所建設管理課(077-582-1134) までお問合せください。

#### 建築できるもの

- 住宅(長屋住宅を除く)
- 住宅で事務所、店舗などを兼ねるもの※1
- 学校(大学、高等専門学校、専修学校などを除く)、図書館など
- 神社、寺院
- 老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホーム など※2
- 公衆浴場
- 診療所
- 巡査派出所、公衆電話所など
- 都市計画法第29条第1項第2号、第3号、 第11号に規定される建築物
- 都市計画法第34条第1項第1号、第4号、 第7号、第14号※3に規定される建築物 (給油所、特定工作物を除く)
- 上記の建築物に付属するもの



建ペい率 60%以下※4 100%以下※5

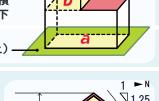
=60%以下

建物の建築面積( ) ÷敷地面積

建物の延べ面積( a + b ) ÷ 敷地面積 =100%以下

敷地面積 240㎡以上※6

敷地面積(240㎡以上)



築物等に関する事

用途の制限

10m以下

北側斜線を第一種低層住居専用地域と同様とする。

※神社、寺院については15m以下 北側斜線を第一種中高層住居専用地域と同様とする。



#### 壁面後退 1m以上

形態•

1. 建築物等は、周辺の景観および街並みと調和する形態・意匠とする。

2. 建築物等の色彩は、派手な色彩を避け、周辺環境に配慮した落ち着きの ある色調とする。

色彩・意匠 3. 屋根は勾配屋根とするなど、周辺の自然景観や集落景観と調和したデザ インとする。

管理上必要最小限の範囲とし、道路沿いに垣、さくを設置する場合は、開 放性のあるもので美観を損ねるおそれのないものとする。また、防災安全 垣・さく 上、コンクリート造、コンクリートブロック造、補強コンクリートブロッ **の 構造** ク造、石積み造および煉瓦造としてはならない。ただし、宅地地盤面から の高さがO.8m以下のものはこの限りでない。

**緑 化 率** 15%以上※7

この表は、地区整備計画の概略を示したものであり、詳細については地区計画計画書によります。 既存不適格となる建築物の取扱いは、守山市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例に定めています。

- ※2 有料老人ホーム、介護老人保健施設については、守山市開発許可制度の取扱い基準の提案基準15、18に基づくものとする。
- ※3 守山市開発許可制度の取扱い基準の提案基準28の介護保険法、老人福祉法、障害者総合支援法に基づく社会福祉施設に限る。
- ※4 ただし、その敷地面積が240㎡未満であるものを増築、改築および建替え(建築物の全部を除却または滅失後1年以内にこれと 用途が異ならない建築物を建てること)をする場合においては70%とする。
- ※5 ただし、その敷地面積が240mi未満であるものを増築、改築および建替え(建築物の全部を除却または滅失後1年以内にこれと 用途が異ならない建築物を建てること)をする場合においては200%とする。
- ※6 ただし、本地区計画にかかる都市計画決定時に適合しない土地について、次に示す場合は適用しないものとする。
  - (1) 本地区計画の都市計画決定時に建築物の敷地として使用されており、その全部を一つの敷地として使用する場合。 (2) 本地区計画の都市計画決定時に存する所有権その他の権利により、その全部を一つの敷地として使用する場合。
- ※7 建築物の敷地面積が240㎡以上のものに限る。